

公益社団法人鹿屋青年会議所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会議所は、公益社団法人鹿屋青年会議所（英文名 Junior Chamber International Kanoya）と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を鹿児島県鹿屋市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、地域社会及び国家の政治・経済・社会・文化等の発展を図るとともに、会員相互の信頼のもと、資質の向上と啓発に努めるほか、国内外の関係諸団体との協力を促進し、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の目的の達成に必要な事業

2 前項に定めるほか、前項の事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

- (1) 会員に対し指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (2) 公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所その他の国内及び国外の諸団体との連携、相互理解、親善に関する事業
- (3) その他前各号に定める事業に関連する事業

3 前2項の事業は、鹿児島県鹿屋市及びその周辺において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員

(正会員)

第7条 鹿児島県鹿屋市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の

者で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度内は正会員としての資格を有する。

2 既に他の青年会議所の正会員である者は、本会議所の正会員になることはできない。

(特別会員)

第8条 第17条第1号の規定により正会員の資格を喪失した者で、理事会で承認されたものを特別会員とする。

(名誉会員)

第9条 本会議所に功労のある者で、理事からの推薦を受け理事会で承認されたものは名誉会員となることができる。

(入会)

第10条 正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(会員の権利)

第11条 正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員及び名誉会員は、本会議所の会合に参加することができる。ただし、一切の議決権及び選挙権並びに被選挙権を有せず、かつ、理事会の諮問がある場合に限り、本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

(会員の義務)

第12条 正会員は、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会金及び会費等)

第13条 会員（名誉会員を除く。）は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる費用に充てるため、定められた入会金及び会費を所定の期日までに納入しなければならない。

2 入会金及び会費に関する事項は、社員総会（以下「総会」という）の決議により別に定める会員資格規程による。

(休会)

第14条 やむを得ない事由により長期間、本会議所の事業活動に出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は、これを免除しない。

(退会)

第15条 正会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退社（以下「退会」という。）することができる。ただし、未払いの会費を納入しておかなければならない。

2 退会は、理事長が理事会に報告しなければならない。

3 前2項の規定による正会員の退会は、一般社団・財団法人法上の退社とする。

(除名)

第16条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 正当な理由がなく会費納入義務を1年以上履行しないとき。
- (4) 例会又は委員会に対する出席義務を履行しないとき。
- (5) その他正会員として適当でないと認められるとき。

- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該正会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、正会員を除名したときは、除名した正会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第17条 前2条のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 正会員が満40歳に達した年度が終了したとき。ただし、理事又は直前理事長がその任期中に満40歳に達した年度が終了したときは、その任期が満了するまで正会員資格を延長する。
- (2) 本会議所を解散したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 破産手続開始決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判があったとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。

第3章 役員

(役員の種類及び数)

第18条 本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上24名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち2名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
 - 4 第2項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、前項の副理事長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 5 監事は、本会議所の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 6 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事の現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。ただし、総会の決議により監事を正会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事長は、理事会の決議により選定及び解職する。
- 3 副理事長及び専務理事は、理事会の決議により選定及び解職する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長の職務全般を補佐して、業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務を処理する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(監事の理事会への報告義務)

- 第 22 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(監事の理事会への出席義務等)

- 第 23 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(監事の総会に対する報告義務)

- 第 24 条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

- 第 25 条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは本定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事の任期)

- 第 26 条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事の任期については、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事は、第 18 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

- 第 27 条 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、翌々年の 12 月 31 日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 監事は、第 18 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 28 条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を得て、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他理事又は監事としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(責任の免除)

第 29 条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(報酬等)

第 30 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第 4 章 直前理事長等

(直前理事長等)

第 31 条 本会議所に、任意の機関として直前理事長 1 名を置き、顧問 2 名以内、相談役 2 名以内を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度理事長がこれに当たり、理事長の職務の経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 顧問は、正会員の中から理事長が推薦し、理事会の決議をもって承認とし、その知識及び経験を生かし、本会議所の運営につき適宜助言する。
- 4 相談役は、正会員かつ理事長経験者の中から理事長が推薦し、理事会の決議をもって承認とし、理事長の職務の経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 5 直前理事長、顧問及び相談役の任期については、第 26 条第 1 項の規定を準用する。
- 6 直前理事長、顧問及び相談役は、理事会に出席し、理事会から意見を求められたときは、必要な助言を述べることができる。
- 7 直前理事長、顧問及び相談役は、無報酬とする。

(特別顧問)

第 32 条 本会議所に、任意の機関として特別顧問 1 名を置くことができる。

- 2 特別顧問は、理事長が正会員以外から推薦し総会において承認を得るものとする。
- 3 特別顧問は、その知識、経験を生かし、本会議所の運営について適宜助言をする。
- 4 特別顧問の任期については、その都度総会において定める。
- 5 特別顧問は、無報酬とする。

第 5 章 総会

(総会の構成)

第 33 条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の種類)

第 34 条 本会議所の総会は、定時総会（以下「通常総会」という）及び臨時総会の 2 種類とする。

- 2 前項の通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の開催)

第 35 条 総会は、通常総会として毎年度 1 月に開催するほか、8 月、12 月、及びその他必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により、開催の請求が理事にあったとき。

(総会の招集)

- 第36条 総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
- 2 理事長は、前条第2項に規定する場合にあっては、遅滞なくその請求又は理事会の決議があった日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 3 総会の招集は、少なくとも総会の日から10日前までに正会員に対して、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所について、その通知を発しなければならない。
 - 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第37条 総会の議長は、理事長又は理事長の指名した正会員がこれに当たる。

(総会の定足数)

第38条 総会は、総正会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(総会の決議)

第39条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項を除き、出席正会員の有する議決権の過半数をもって決する。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議決権)

- 第40条 正会員は、それぞれ各1個の議決権を有する。
- 2 総会に出席することができない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の権限)

第41条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告、計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録の承認
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 特別顧問を選任
- (5) 入会金及び会費の額の決定及び変更
- (6) 会員の除名
- (7) 本会議所の解散及び残余財産の処分
- (8) 会員の資格及び役員を選出に関する規程及び資金の運用に関する規程の決定、変更及び廃止
- (9) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (10) 役員報酬の額又はその規程の決定、変更及び廃止
- (11) 合併、事業の全部又は一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (12) 公益認定の取消し又は合併に伴う公益目的取得財産残額の贈与
- (13) 理事会において総会に付議した事項
- (14) その他、本会議所の運営に関する重要な事項

(総会の決議事項の通知)

第42条 理事長は、総会終了後遅滞なくその決議事項を正会員に書面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第43条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

3 本会議所は総会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第44条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の種類)

第45条 本会議所の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

(理事会の開催)

第46条 定例理事会は、毎月1回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 第23条第2項又は第3項に定めるとき

(3) 第47条第2項又は第3項に定めるとき

(理事会の招集)

第47条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって理事会の日の1週間前までに、各理事、各監事、直前理事長、各顧問及び各相談役に対し通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第48条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第49条 理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(理事会の決議)

第 50 条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決する。ただし、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項についての議決は、出席理事の 3 分の 2 以上の多数をもってこれを行う。議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の権限)

第 51 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 総会で決議した本会議所の業務の執行に関すること
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 規程及び細則の制定並びに変更及び廃止
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (6) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画等」という）の承認
- (7) その他、本会議所の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務の執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人（事務局長）の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 29 条の責任の免除

(議事録)

第 52 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名押印しなければならない。

第 7 章 例会及び委員会

(例会)

第 53 条 本会議所の目的を達成するための事業として、毎月 1 回以上の例会を開く。ただし、総会の開催される月は、その限りではない。

- 2 正会員は、例会への出席義務を負う。
- 3 例会運営に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。
- 4 例会は理事会の決議に基づいて行い、何らの議決権を有さないものとする。

(委員会等の設置)

第 54 条 本会議所は、理事会で決定された方針に基づき、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会又は会議体（以下「委員会等」という。）を設置する。

(委員会等の構成)

第 55 条 委員会等は、委員長（会議体の場合は議長、以下「委員長等」という。）を 1 名、副委員長（会議体の場合は副議長、以下「副委員長等」という。）及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長等は、副理事長及び専務理事以外の理事の中から理事長が理事会の承認を得て任命し、副委員長等及び委員は、正会員の中から委員長等が理事会の承認を得て任命する。

- 3 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、監事及び顧問を除き、全員いずれかの委員会等、事務局に所属するものとする。
- 4 正会員は、委員会等への出席義務を負う。

第8章 財産及び会計

(財産の管理及び運用)

第56条 本会議所の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める。

(株式又は出資に係る議決権の行使)

第57条 本会議所が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事の現在数の3分の2以上の承認を要する。

(事業年度)

第58条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第59条 本会議所の事業計画等については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第60条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類の附属明細書及び財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第61条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の処分制限)

第62条 本会議所は、正会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

- 2 正会員その他の者に剰余金の分配をする総会の決議は、無効とする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第63条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 その他、情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第64条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第65条 本会議所の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、鹿児島県において発行する南日本新聞に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第66条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第67条 本会議所は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第68条 本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、解散することができる。

(清算人)

第69条 前条の事由によって解散する場合、清算人は、その総会においてこれを選任する。

2 清算人は、就任の日より清算事務を行い、総会の決議を得て残余財産についての処分の方法を定めなければならない。

(解散後の会費)

第70条 本会議所は、解散後であっても総会の決議を得て、その債務を完済するに必要な限度において会費を徴収することができる。

(残余財産の処分)

第71条 本会議所が清算するとき存する残余財産は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第72条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

（事務局）

第73条 本会議所は、その事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長1名、その他必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け事務局を統括する。
- 4 事務局長は、理事の中から、理事会で選任する。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第12章 雑 則

（委 任）

第74条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第58条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会議所の最初の理事長は河野直正、副理事長は近藤善光、中道彰吾、東久保英昭、福留俊明、専務理事は内野匡章とする。